

呉市教育委員会会議録
(平成27年10月16日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成27年10月16日定例会

- 1 開催日時 平成27年10月16日(金) 15:00開会
15:13閉会
- 2 開催場所 呉市つばき会館3階 教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 工田 隆
教育長職務代理者 森尾 敬介
委員 水野 良行
委員 船尾 慎
委員 香川 治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本 有伸
教育副部長 上田 勝治
教育副部長 細川 司
教育部参事補 上垣内 信治
教育総務課長 清水 和彦
学校施設課長 大世渡 隆臣
学校教育課長 多幾山 晃年
学校安全課長 小川 聡
呉高等学校事務長 荒木 重雄
教育総務課課長補佐 追原 重臣
文化振興課長 佐古 隆則
- 5 傍聴者 2名

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第37号 平成26年度 生徒指導上の諸問題の状況について
- (4) 教議第37号 呉市青少年指導センター条例の一部を改正する条例の制定について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題といたします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。
本日の会議録署名委員は、水野委員・船尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いします。

追原課長補佐 (平成27年9月18日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程4の教議第37号については議会に諮る案件であるため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第37号 平成26年度生徒指導上の諸問題の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第37号「平成26年度生徒指導上の諸問題の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

小 川 課 長 報告第37号「平成26年度生徒指導上の諸問題の状況」について、「いじめの認知件数」の見直しを行いましたので、御報告いたします。

1ページを御覧ください。

「いじめの認知件数」につきましては、文部科学省が示す「いじめの定義」に照らして判断し、平成26年度については、6月の本定例会において、2(2)の左側のグラフに示しておりますように、小学校14件、中学校15件、合計29件で、御報告をいたしました。

その後、1に示しておりますように、文部科学省から依頼を受けた広島県教育委員会から、8月20日付けで照会があり、その内容は、(1)に示しておりますように、今年7月に、岩手県矢巾町で生じた「中学2年生の自殺事案」と同様に、「いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案はないか」「いじめの実態を正確に把握する必要があるのではないか」という視点で、平成26年度の事案について、再度、見直しを行いなさいというものでございました。

この見直しに当たって、文部科学省は「いじめとして認知するか否かの判断」については、これまでどおり「いじめの定義」に照らして行うこととした上で、新たに具体的な「判断基準」として、事例を挙げて、(2)の3点を示しております。

この「基準」に従って、改めて、全ての小中高等学校に対して、見直しの再調査を行ったところ、2に示しておりますように、新たに「いじめとして認知した事案」が、小学校、中学校ともに20件、合計40件で、その大部分は、(2)のAに当たる「いじめの初期段階」や「ごく短期間のうちに解消された事案」

でございました。

したがって、呉市立小中学校の平成26年度の「いじめの認知件数」は、小学校が34件、中学校が35件、合計69件となりました。

なお、この度新たに計上した40件につきましては、それまで、学校は「いじめ」として認知はしておりませんでした。全く把握をせず、全く対応していなかったというわけではなく、「いじめ事案」とまではいかない、いわゆる「気になる事案」として、「いじめ事案」と同様に、全て「事実確認」「指導」「保護者連携」「指導後の経過観察」を「丁寧に」かつ「確実」に対応し、解決を図っております。

これまで、呉市立の全ての学校では、「いじめ事案」はもちろん、いじめかもしれない「気になる事案」の全てについて、こうした「丁寧」で「確実」な対応を行っており、こうした取組を行うことが、いじめの対応には極めて重要であると考えております。

今後も、引き続き、この取組の徹底を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。

水 野 委 員 初期の段階での状況をしっかり把握しなさいということだろうと思うのですが、いじめの問題はいろいろ世間を騒がせている問題で、見直してみるとやはり倍くらいの件数に増えているということですので、これからはしっかりとこの辺のところを注視しながら、小さいところから変にまた大きくなっても困るし、未然にしっかりと防いでいただくよう努力していただきたいと思えます。

小 川 課 長 委員のおっしゃるとおり、いじめの対応で何が大事かという、とにかく早い段階で早期に発見し、早期に対応するということだと思います。そういった意味で、学校ではアンケート調査をしたり、日々の観察をしっかりとやったりということで、相談窓口もしっかり作っております。そういった取組を丁寧に、子どもたちのサインを見逃さないという取組を、学校のほうに更に徹底を図っていきたいと考えています。

教 育 長 ほかに御発言はございませんか。

香 川 委 員 20件、小学校も中学校も増えているんですが、具体的にどの様な事例で増えたのか教えてください。

小 川 課 長 本当に些細なことなんですが、いたずらされたとか、お願いしたら断られたとかいう、些細ないじめの初期段階のものがほとんどでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかに御発言はございませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

教議第37号 呉市青少年指導センター条例の一部を改正する条例の制定について

(15:10)

教 育 長 それでは、日程第4の教議第37号「呉市青少年指導センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第37号「呉市青少年指導センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

本案は、呉市役所新庁舎建設に伴いまして、呉市青少年指導センターの位置を、「呉市中央6丁目2番9号」から「呉市中央4丁目1番6号」に変更するものでございます。

なお、条例の施行日は、新庁舎への移転、業務開始日が現在確定していないことから、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日としております。

青少年指導センターの所管につきましては、文化スポーツ部の文化振興課となっておりますが、教育委員会に属する事務を補助執行により文化振興課が行っているものでありますので、本日の定例教育委員会にお諮りし、可決いただいた後に、市長部局に対し条例改正の依頼を行う流れとなります。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 様々なものが新庁舎建設によって変わると思うんですが、青少年指導センターだけが今先に出てくるというのは、どういう意図があるんでしょうか。

清 水 課 長 現在教育委員会が所管している施設の中で、新庁舎に移転するのがこの一つのみです。市役所全体では、ほかにもあると思いますが、教育委員会所管ではこれだけです。

教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

以上で定例会を閉会いたします。

(15:13)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 工 田 隆 ）

（ 委 員 水 野 良 行 ）

（ 委 員 船 尾 慎 ）

（平成27年10月16日定例会）